

札幌対 51347 号
平成 30 年(2018 年)12 月 4 日

札幌市長 秋元 克広 様
(環境局環境事業部)

札幌市長 秋元 克広
(環境局環境都市推進部)

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価準備書に係る意見について

標記の件について、札幌市環境影響評価条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

事業者は環境影響評価の重要性を認識し、次の事項について検討を加え、本事業による環境影響を回避又は十分に低減すること。また、検討結果を環境影響評価書に反映させること。

1 大気質について

現地での測定値について、市の測定局等のデータと比較して妥当性の検討を行い、その結果を踏まえたうえで過小評価とにならないような予測、評価を行うこと。

2 騒音・低周波音について

事後調査を行う調査地点には、最も影響が大きいと予測・評価した地点を含めること。

3 動物について

- (1) 夜間の照明に昆虫類が集まり、コウモリを誘引する可能性があるため、照明には誘虫性の低い種類のものを使用するとともに、必要最小限の設置とすること。
- (2) シカ等、事業実施区域内に新たな施設等が存在することにより、事業実施区域に誘引され、又は移動経路を変更する生物種が存在することが予想される。この点を踏まえ、改めて環境影響評価を実施し、適切な環境保全措置を講ずること。
- (3) 次のとおり事後調査を実施すること。

ア 希少猛禽類、クマガラ、コウモリ及び(2)において選定した生物種のうち必要があるものについて、中長期的な影響を的確に把握するため、事後調査計画を定め、一定の期間継続的に調査を実施すること。

イ 調査期間の満了時に調査期間延長の必要性を検討すること。

ウ 事後調査計画の策定及び調査期間延長の必要性の検討に当たっては、専門的な知見を有する者の意見を聴取するよう、努めること。

4 廃棄物について

工事に伴い発生する廃棄物及び施設の供用に伴い発生する焼却残渣のリサイクル率向上に努めること。

5 温室効果ガスについて

導入する技術の選定及び施設の設計に当たっては、発電効率及び熱回収率の一層の向上に加え、運転にかかるエネルギー利用の効率化を図ることによって、正味のエネルギー回収率の高い施設とすること。